

後期高齢者医療制度の医療給付についてお知らせします

今回は、来年4月からスタートする後期高齢者医療制度の中で、広域連合がどのような医療給付を行うのかをお知らせします。なお、医療給付に係る各種申請は、本庁及び各総合支所窓口で手続きが出来ますのでご安心ください。

◆医療機関での支払いについて

自己負担割合	
一般 1割負担	現役並み所得者 3割負担

現在の老人保健制度と同じように、所得に応じて自己負担割合が変わります。
来年4月の制度施行時は、現在の自己負担割合が継承されます。

◆広域連合が行う医療給付について

広域連合が行う法律による給付は次のとおりです。

- ①療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費が支給されます。
- ②高額療養費及び高額介護合算療養費が支給されます。
- ③葬祭費が支給されます。

◆医療費が高額になったとき

同一月内の保険給付に係る医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

所得の区分	自己負担限度額		
	外来	入院	世帯単位
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%(44,400円)	80,100円+1%(44,400円)
一般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得	8,000円	II	24,600円
		I	15,000円

※「+1%」は、医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%が追加負担となります。

※（ ）内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額となります。

◆計算の仕方

外来については、同一月内に支払った金額を個人単位で合算して、自己負担限度額を超えた分が支給されます。入院については、自己負担限度額までの窓口支払となります。また、同一月内の外来と入院の自己負担額を合算して、世帯単位の自己負担限度額を超えた分が支給されます。ただし、入院に係る食事代及び居住費等の自費分は除いて計算します。

◆支払い方法について

医療給付については、広域連合から原則として銀行振り込みによりお支払いいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合の
シンボルマークが決定しました



—コンセプト—

二重環は連帯を、中心の球体は後期高齢者を意味し、赤の暖かい思いと活力で支援する姿を現しています。

本庁 医療保険課医療グループ

茨城県後期高齢者医療広域連合

☎ 52-1111 内線162・163・164

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオスビル1階

☎ 029-309-1211 Fax 029-309-1126

<http://www.ibaraki-koukirengo.ecnet.jp/>